

平成28年 5月27日

建設業者 各位

吉崎市総務部財政課長

電子入札における、落札決定後の取扱いについて

電子入札における、落札決定後の取扱いについて、次のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

記

電子入札の場合は期間入札となるため、同じ開札日の複数の案件に参加する建設業者の方におかれましては、開札結果を知ることなく、複数の入札を開札前日までに完了させておかなければなりません。

仮に、複数の案件について同じ業者が落札をした場合、その案件ごとに現場代理人や技術者を選出する必要があります。落札した数に見合う現場代理人等を選出することができなければ、契約を締結することができません。

このようなケースを防ぐため、開札案件ごと落札決定通知の度に、当該落札業者が同日の次の開札案件以降に参加しているものがないか確認し、ある場合は、同日の次の開札案件について、そのまま開札してよいか、または辞退するかを確認することとします。辞退を選択された場合は、開札前に辞退処理をし、後日辞退届を提出していただきます。

吉崎市総務部財政課より、入札参加資格審査申請書により登録された電話番号へ確認の連絡をしますので、複数の案件に参加されている場合は、開札の予定時刻（遅れる場合あり）には、連絡が取れる状態にしておいてください。